



箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例の改正について

子ども未来創造局 青少年育成室

- ◆ 箕面市立青少年教学の森野外活動センター（オルタナの森・Minoh）の現指定管理者から指定管理の辞退の申し出があり、6月末をもって指定を取消す予定です。
- ◆ 今後、次期指定管理者が決まるまでの間、暫定的にセンターを運営する指定管理者を指定する必要があることから、青少年教学の森野外活動センター条例を改正します。なお、議決後、暫定的な指定管理者を提案します。

1 青少年教学の森野外活動センター条例の改正について

（施行日：公布の日）

指定管理者の指定を取り消した場合において、公募により新たな指定管理者を指定するまでの間、センターの管理運営上必要があるときは、公募によらず教育委員会が指定管理者の候補者を選定できるものとします。

2 これまでの経過と今後の対応

○これまでの経過

- ・青少年教学の森野外活動センター（以下「センター」という。）の現指定管理者である株式会社 OUTDOOR LIVING（令和4年3月～。以下「ODL」という。）は、令和4年度のセンターオープン以降、センターの収支は2年連続で大幅な赤字を計上するなど、非常に厳しい経営状況に陥っています。令和5年度では、カフェ・レストラン等の自主事業の売上は当初事業計画の11%程度であり、指定管理業務も含めたセンター全体の収入も計画の40%程度にとどまっています。
- ・また、ODL の会社全体の財務状況についても、令和4年度末から5年度初めにかけて、センター以外に全国で5箇所、新規出店したことが大きく影響し、資金繰りが急激に悪化したため、現在、複数の店舗を閉店するなど事業縮小を行っている状況です。
- ・ODL の選定にあたっては、令和3年10月に公認会計士や学識経験者等で構成された候補者選定会議を開催し、選定委員からは当時 ODL から提出された財務諸表等を審査のうえ「財務に問題はない」との意見をいただいていた。しかしながら、令和5年9月頃より、新稲の森キャンプ場の賃料の未払い等の状況を受け、市としても法律相談を複数回行い、対応を協議してきたところです。

・市は、これまで経営改善を図るよう何度も強く求めてきましたが、4月5日付けでODLから市に対し、指定管理の辞退の申し出があったため、6月末をもって指定を取消す予定です。

○今後の対応

・今後、早急に次期指定管理者の公募の手続きを進めます。また、すでに予約が入っているなどセンターはこれからベストシーズンを迎えるため、次期指定管理者が決まるまでの間、市民にご迷惑をかけないよう、暫定的にセンターを運営する指定管理者を指定します。具体的には、青少年教学の森野外活動センター条例を改正し、非公募により暫定的な指定管理者を提案します。

3 暫定的な指定管理者の指定

条例改正のご議決をいただいた後、暫定的な指定管理者を提案します。

期 間	令和6年7月1日～12月31日(6か月間)
選定方法	公募によらず指定

4 今後のスケジュール

月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
現指定管理者	(R6.6まで)										
暫定の指定管理者		●	指定管理者指定の議決 (R6.7からR6.12まで)								
次期指定管理者		―― 公募・候補者選定							●	指定管理者指定の議決 (R7.1から)	